

副島種臣と「御宸翰」

齋藤 洋子*

はじめに

2006年10月31日付「西日本新聞」は、「明治天皇『侍講辞めるな』、副島種臣へ慰留の手紙、佐賀城本丸歴史館購入へ」と題し、長らく所在が不明であった明治天皇が副島を慰留した書翰を、京都市の古美術商を通じて歴史館が購入した旨を報じた。これに遡ること約10ヶ月、同書翰は副島種臣没後100年を記念して佐賀城本丸歴史館において開催された「外務卿 副島種臣展」に出品されている⁽¹⁾。管見の及ぶ限りでは、同書翰が一般に公開されたのはこの時が初めてであった。

明治12年3月31日、宮内少輔土方久元は明治天皇の使者として副島家を訪問した。この時土方は明治天皇が副島に宛てた書翰を携えていた。同年1月以来病のため出仕を控えていた副島に辞意があることを伝え聞いた天皇は、書翰を以て慰留したのである。叡慮に感激した副島は、4月2日に参内拝謝し、12日から御進講を再開した〔宮内庁 1971: 44〕。副島はこの天皇からの書翰について一切口外することはなく、死する凡1年前に嗣子道正を呼び、初めてその書翰を示したが、事の次第を語る事はなかった

という〔丸山 1936: 20〕⁽²⁾。

書翰の存在が公表されたのは、明治天皇崩御から11日後のことであった。大正元年8月10日、12日付「報知新聞」は、「唯一無二の御宸翰、故副島卿の辞意を翻さん為め親しく御親筆の優渥なる内勅」と題して、副島が明治天皇から賜った書翰について報じたのである。これによれば、副島は道正に書翰を示した際、「我家の秘宝として伝ふべきにより我れ亡き後と雖も公にはすまじきぞ」と諭し聞かせた。しかし種臣が逝去すると道正は、「熟々思ふに慙る有難き宸翰をば一家の秘宝として私するは寧ろ憾み多し父君の諭しに服せざるにあらねど能ふべくんば同胞相共に聖旨を奉戴し御高德を頌せんに如かず」と考え、宮内省に伺いを立てたが「未だ其の時機にあらず」と許可が降りなかった。その後道正は、親戚大宮子の秘蔵であった光格天皇御装束の御帯を地として書翰を表装し、その扁額を一室に奉安し、日夕一族で拝していた。明治天皇崩御後、大隈重信を介して報知新聞が書翰の公表を迫ったため、再度宮中に願ひ出たところ、「今は喜んで此事に同意を表せられ」た。こうして、明治天皇が副島に宛てた書翰は始めてその存在を世間に知らしめたのであ

*早稲田大学大学院社会科学研究科 博士後期課程3年(指導教員 島 善高)

る。

副島を取り上げた先行研究では、副島の辞意を明治天皇が書翰を以て慰留したという事実を、副島に対する明治天皇の信頼がいかに厚かったかという証左として引用しているが、その内容はほぼ前述の「報知新聞」の記事に依拠しているようである。そこで本稿では、改めて副島が明治天皇より賜った書翰の経緯について、一次史料によって検証を試みたい。更に、副島が辞意を抱くに至った背景についても考察を加えることとしたい。

ところで、「報知新聞」に「唯一無二の御宸翰」が掲載された直後の8月13日、「読売新聞」は「先帝御親筆に就て」と題して「報知新聞」記事の一部に疑義を呈した。

故副島種臣伯の如き故伊藤博文公の如き皆 先帝陛下より御宸翰を賜り何れも重代の家宝として永く子孫に伝ふべく頗る尊重しつゝある由なるが、過般都下の某紙に載せられたる副島伯に対する御宸翰の如きは洵に世にも珍らしき宝物なり。されど其書は、先帝陛下の御親筆にはあらず徳大寺侍従長の謹書したるもの、由也。又御製の御親筆としては唯一つ靖国神社に納められたるものあるのみ他には一切これなしと承る。

「報知新聞」は、副島宛の書翰を「唯一無二の御宸翰、故副島卿の辞意を翻さん為め親しく御親筆の優渥なる内勅」と報じた。よく知られているように、明治25年に自ら政党を組織しようとした伊藤博文に、天皇は「御宸翰」を遣わして諫めた。これについては、「勅諭」とも称されているが⁽³⁾、当時の官報には「宸翰下賜」と明示されている⁽⁴⁾。改めて言うまでもなからうが、副島への書翰は「唯一無二」ではない。しかし、「読売」は「報知」の「唯一無二」に

対する反論をしたかったのではなく、むしろ御親筆の真偽を伝えたかったようである。ここで、注目すべきは「御宸翰」という呼称である。広辞苑によれば「宸翰」とは「天子直筆の文書、宸筆」とある。しかし「読売」は、副島や伊藤に宛てた書翰は御親筆ではないと主張しながらも「御宸翰」という言葉を使用している。つまり、宸翰という言葉の原義はともかく、天皇の名のもとに発せられた書翰は全て「御宸翰」と称されていたと言えるであろう。そこで以下本稿においても、今回のテーマとして取り上げる、明治天皇が副島に宛てた書翰を「御宸翰」と称し、論考を進めることとした。

尚、引用にあたっては、旧漢字を常用漢字に改めた。又、原資料の引用にあたっては適宜句読点を付した。

1. 副島の辞意と元田の慰留

1-1. 元田宛副島書翰

『元田永孚関係文書』所収の副島種臣書翰の1通に、年月日不詳ではあるが、明治13年と推定された書翰がある〔沼田・元田編 1985: 345〕。この書翰は、その内容から辞職を決意した副島が元田にその心境を綴った書翰と推定される。生前副島は「御宸翰」についてのみならず、この時の辞意についても一切語ることはなかったということに鑑みれば、元田に宛てた書翰は当時の副島の心境を推察する数少ない手がかりと言えるであろう。以下、この元田宛書翰から、当時の副島の心境を考察してみたい。

ところで、『元田永孚関係文書』によれば、この元田宛副島書翰は永孚の令孫である竹彦氏所蔵の原本を参照し翻刻したという⁽⁵⁾。この竹彦氏が所蔵していた元田永孚関係史料は、そ

の後国立国会図書館憲政資料室に寄贈された(以下「憲政元田文書」)[伊藤・季武編 2004: 404-406]。従って、上記の副島書翰は現在「憲政元田文書」に収められていると考えるのが自然であるけれども、「憲政元田文書」中には、副島書翰の原本は見当たらない。しかし、同書翰とほぼ同内容の書翰が「憲政元田文書」所収の「副島種臣意見書」と題された書類の冒頭に附されている⁶⁾。拙論でも既に指摘したが、建言書は明治15年に提出されていることから、建言書と同書翰の間に関連性はなく、整理上の手違いによるものと考えられる[齋藤 2006a: 188-189]。問題は、この筆写された書翰と『元田永孚関係文書』に翻刻所収された書翰を比較すると、幾つかの文字の違いや欠落があることである。しかし、原本が見当たらない現段階では何とも判断がつかないことから、『元田永孚関係文書』には無いが、「副島種臣意見書附属書翰」には有る文字は()で囲み、『元田永孚関係文書』には有るが、「副島種臣意見書附属書翰」には無い文字は「」で囲んだ。また、読みは同じであるが違う文字を当てている場合は『元田永孚関係文書』を示した後に「副島種臣意見書附属書翰」の文字を[]で併記した。

月日種臣敬白、種臣今日奉仕、今日学業無暇、自九点鐘至于十点鐘而已、甚矣陛下之親政無怠「仕」一至于此乎、若是則学課雖廢而可「期」(胡)事乎区区経芸也、人又「亦」有言学而弗思則罔、思而弗学則危、比言实地之学、願陛下勉之也、抑愚受於礼者、先君子種彰先生也、夙興夜寐洒掃于庭、内鷄鳴起孳孳為善者舜之徒、是夫子之教、(故)聰政者常於鷄鳴也、陛下在於是乎、嗚呼種臣辱「忝」侍講一年、于茲期滿而還、是古人之攸勵翼漢疏広疏受之攸榮、願陛下賜骸骨於臣以全于余年也、應有別表(焉)、不日(將)奏聞請先醒、進講之暇且為試而可矣、肥之陽倉谷之谿、有祖宗之(旧)墳

墓焉、于營于菑于東郊之隴誦于淵明之詩、自以為得焉、至于花鳥風月之晨、弗復弁富貴之為何物也、是臣平日之願曾一言之於陛下、蓋(於)前年始奉命之時也、陛下寬大弗予儼也、嗚「呼」日月徂矣老矣且至矣髮之蒼蒼徒勞予志先醒、足下予旧僚于披腹心者誼之所在也、古人絶交弗出于惡声矧与先醒未全謝于交者哉、蓋進与退君子之攸恒道之變化也、若先醒則佐於陛下而可請恕焉、知命翁種臣

上記書翰は、副島が元田に辞意を告げた書翰であるが、同書翰の内容からその理由を探るならば、大きく三点が指摘できる。

第一点は、御進講への不満である。前半部で副島は、「若是則学課雖廢而可「期」(胡)事乎区区経芸也」と、たとえ学課を廃止しても、それは単につまらない経学にすぎないと記している。学課とは恐らく自分の御進講を指しているであろうが、副島の本心から出た言葉とは考え難い。冒頭に「今日学業無暇、自九点鐘至于十点鐘而已」とあることから、御進講の時間がわずかなことを、「経芸」の講義が重要視されていないと考えていたのではないだろうか。

第二点は、侍講就任時の副島の決意である。

嗚呼種臣辱「忝」侍講一年、于茲期滿而還、是古人之攸勵翼漢疏広疏受之攸榮、願陛下賜骸骨於臣以全于余年也

次節で紹介する副島宛元田書翰からも、副島は侍講就任時に一年限りで決意していたと推察される。書簡中で副島は、疏広疏受の例を引いている。「疏広疏受」とは、漢、宣帝の時代に在世した人物である。疏広は宣帝に徴されて博士となった。後、皇太子が即位すると太博となり、兄の子受は少博となるが、在位五年にして、「官成り名立つて去らざれば後悔あらん」と言って兄弟共に官を辞し帰郷した。疏受は、

子受の子であり、賢良を以て挙げられ、太子家令となったが、疏広と共に官を辞した⁷⁾。副島は、古人疏広疏受に習って、今こそが引き際であると語っているのであろう。

第三点は、副島の山林への憧憬である。丸山〔1936: 301〕は、副島にはそもそも「山林の志があつた」と記している。書翰中でも

肥之陽倉谷之谿、有祖宗之(旧)墳墓焉、于管于篋于東郊之隴誦于淵明之詩、自以為得焉、至于花鳥風月之晨、弗復弁富貴之為何物也、是臣平日之願曾一言之於陛下、蓋(於)前年始奉命之時也

と、故郷の山林で詩を吟じつつ静かな隠遁生活を送ることへの憧憬を綴り、自分の思いは既に侍講就任時に天皇にも語ったと記している。

最後に副島は、「若先醒則佐於陛下而可請恕焉」と、元田の理解を求めたのである。

1-2. 副島宛元田書翰

この書翰を受け取った元田は、どのような反応を示したのであろうか。『元田永孚関係文書』には、上記の副島書翰に対する返書と推定される副島宛元田書翰が所収されている〔沼田・元田編 1985: 161-162〕。この書翰も、先の副島書翰同様、元田竹彦氏所蔵の原本を参照したというが原本と思しきものは見当たらない。しかし「憲政元田文書」に、元田直筆の同書翰の草稿が残っている⁸⁾。ただ、あくまでも草稿であり原本が確認できていない現段階においては、実際に元田が同書翰を副島に送ったか否かを判断することは出来ない。しかし、副島に辞意を告白された元田が、それをどのように受け止めたのか、元田の心情を察するに不足はないであろう。尚、『元田永孚関係文書』と「憲政元田文

書」には、数ヶ所に及び文字の違いや欠落があったため、今回は「憲政元田文書」を参照翻刻した。

月日永孚謹啓、比日蒙被高諭非閣下信永孚之厚何以至此焉感荷々々、閣下有云乞骸骨以養老於山林風月也、閣下高踏之志操固可尚焉、然永孚不肯愆惠屢致愚悞者不特私情之功亦有義理之不可已者也、今 聖天子勵精罔治而 聖德之恢弘莫急於是時也、閣下自侍講於 陛下之前未期年其 聖識之進拔閣下之所面覘自今以往日新月盛實不可失之時也、然閣下以此時牽身勇退其於自屑則可獨不思、此 君乎閣下云至輔翼 君德尊崇 王室則進退無渝矣閣下之誠忠固所夙欽焉今復何疑、然閣下又云初心期一年而出踐言者丈夫之行也、夫 聖賢雖聰明進道自有銳鈍之異、是閣下之所熟知假令初期乎一年豈可執拗於茲哉必也待二年三年乃至五七年而後始可言成德之功也、堯舜之聖置而不論成湯以下之明主皆學而後成、故彼伊尹伝説皆是忍耐恒久不潔已而、唯輔弼惟勤懇々倦々不已者、皆是閣下之所知而今日之勇退真可疑也、閣下又云一月僅々進講不足以益於 聖德而陛下又胡事乎區々經芸也、至斯言則閣下未出於少忍之意緒而永孚不忍論之也、以閣下之高明陛下之天質為晚成之大器既已諒知焉、何少忍以不待積累漸進之機乎、閣下又云采首陽之薇至餓死而已決不煩於朝廷、恐是一時激昂之言、永孚信閣下非平生之意也、嗚呼夷齊之心不特指呂望以下周室人以為不義人、併武王周公且以為無道人、是所以采薇餓死而不顧當為忠臣標準也、方今於当路之人物則永孚亦不保悉為君子也、然聖天子明皇后在于上、英明仁慈將有日益進焉、閣下月次侍講其論道講德無不尽言、而陛下亦謙虛垂聽而不疑矣、比日來聞閣下之病瘳也垂問再三、是閣下之所知也、閣下之亦誠忠胆何答 而陛下不以積累漸進以務為晚成之德、遽以采薇之言煩於 聖聰乎、永孚矣惑焉、曩日閣下謂永孚云聞 陛下之内旨則不能直辭焉、謹答祈室祚之悠久如進退之節則猶有所考矣、僕已以此言奏於 陛下、陛下未察閣下進退之所決日夜憂勞不置、永孚每拜、聖顏未會有不及閣下進退、足以察陛下眷顧閣下之厚也、更請閣下幡然反思直脫病瘳入謝 而陛下之恩顧、進講大道退著述作、不采西山之薇而嘯詠東海之風月、不顧瑣々權貴俗客之嫌疑、而樂堂々先聖後哲之同於已疑於我、

而浩然無所顧從容自得則与累而悖 聖意之眷愛、
自屑以虧 聖德之輔翼棄絶世、孰得孰失閣下之高明
必有所択焉、国詩云山之奥兮鹿兮鳴大中君子豈
為放於山林縦於江湖而後快哉、以閣下之辱知敢尽
愚悃如此高明幸恕焉

副島は、学課を「区区経芸也」と記したが、元田はこれに対して、「胡事乎区々経芸也、至斯言則閣下未出於少忍之意緒而永孚不忍論之也」と強く反発している。そして、「然閣下又云初心期一年而出踐言者丈夫之行也」「仮令初期乎一年豈可執拗於茲哉必也」と、仮令当初一年限りと心に決めていたとしても、それに固執することはないではないかと記している。副島が侍講就任の際、「一年限り」と公言していたと推定出来る言葉である。

薩長閥を中心とする有司専制に対して、天皇親政を強く主張し他の侍輔等と共に行動を起こした元田にとって、君徳培養は焦眉の課題であった。「今 聖天子励精図治而 聖徳之恢弘莫急於是時也、閣下自侍講於 陛下之前未期年其 聖識之進抜閣下之所面覩自今以往日新月盛実不可失之時也」、元田は今こそ陛下に学業が必要な時だと考えていたのであろう。そして、「以閣下之高明陛下之天質為晚成之大器」と、副島の力が必要だと主張する。

書翰の後半部で、元田はまず「曩日閣下謂永孚云聞 陛下之内旨則不能直辞焉、謹答祈宝祚之悠久如進退之節則猶有所考矣、僕已以此言奏於 陛下」と、副島が辞意を有していることを天皇に伝えたことと記している。従来、副島の辞意は徳大寺侍従長より天皇に伝えられたとされているが⁹⁾、先の記述からは元田の奏上により、初めて天皇の耳にはいったのではないだろうか。元田は、天皇が副島を心配している様子を

見ていると、如何に副島を寵愛しているかが察せられると語る。さらに筆調は強まり、「而浩然無所顧從容自得則与累而悖 聖意之眷」と、副島の行為は聖意にそむくものであるとして、翻意を求めた。

元田書翰からは、元田が副島の天皇に対する忠節を十分理解していると共に副島の教養を高く評価して「君徳培養」に欠くべからざる人物とみなしていること、更に天皇もまた、副島の進退を案じていることが窺えると言えるであろう。

2. 天皇の「御宸翰」

2-1. 元田による「御宸翰」の起草

前章において、副島が元田に辞意を綴った書翰を示したが、この書翰はいつ元田に届いたのであろうか。元田は、「明治十三年庚辰一月日記」(以下「元田日記」とする)の2月3日条に、「風感全愈朝九時参 内、副島進講因所勞不参 皇后宮元明史略進講 副島所勞訊問呈書返翰来ル、午後帰邸」と記している〔元田・海後編 1969: 249〕。副島は、13年に年が改まって以降、病を理由に一度も参内をしていなかった。1月17日に御陪食を仰せ付けられた際も、所勞を理由に欠席している〔元田・海後編 1969: 246〕。「副島所勞訊問呈書返翰来ル」とあることから、2月3日以前に元田は副島に書翰を認め病状を尋ねていたのであろう。それに対する返書がこの日届いたのである。この返書が前章で紹介した書翰であるか否かを判断することは出来ないが、「元田日記」2月19日条には「午後副島ヲ訪、所勞ヲ問ヒ出仕ヲ勸ム、四時帰邸」と記されている〔元田・海後編 1969: 251〕。たとえ御進講が滞っていたとしても、もし副島が病床に

あったならば、元田も敢えて出仕を勧めはしないであろう。恐らく、この時既に元田は、副島に辞意があることを知っていたのではないだろうか。そうであるならば、副島家訪問も又、副島を慰留する目的であったとも考えられ、2月3日に元田が受け取った書翰が、先に紹介した副島書翰である可能性も少なくない。残念ながら、明治13年の「元田日記」は2月23日で終わっているのです。その後元田と副島の間で、どのようなやり取りがあったのかは明らかではない。最終的に副島は、天皇から「御宸翰」を賜ったことで辞意を撤回した。

さて、「憲政元田文書」には元田筆による「御宸翰」草稿書類が残っている⁽¹⁰⁾。従って「御宸翰」の文面は元田によって起草されたと考えられる。恐らく、副島の辞意が固いことを知った元田が、最後の手段として「御宸翰」という一計を案じたのではないだろうか。

2-2. 「御宸翰」と辞意撤回

3月31日、土方は勅使として副島家を訪問した。当日の土方の日記には⁽¹¹⁾、

同三十一日、雨、九時、御内命を以副島種臣方に行、十一時に出仕拝謁之上復命致候、三時退出ス

と記されている。従来、土方の副島家訪問は夜間であったとされてきたが⁽¹²⁾、土方の日記を見る限り、午前中の出来事であったようである。

さて、副島への「御宸翰」には優渥な言葉が綴られていた。

卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ朕今ニ至テ猶其功ヲ忘

レス、故ニ卿ヲ侍講ノ職ニ登庸シ以テ朕ノ徳義ヲ磨ク事アラントス、然ルニ卿カ道ヲ講スル日猶浅クシテ朕未タ其教ヲ学フ事能ハス、比日来卿病瘳ニ在テ久ク進講ヲ欠ク、仄ニ聞ク、卿侍講ノ職ヲ辞シ去テ山林ニ入ントス、朕之ヲ聞テ愕然ニ堪ヘス、卿何ヲ以テ此ニ至ルヤ、朕道ヲ聞キ学ヲ勉ム、豈一二年ニ止マランヤ、将ニ畢生ノ力ヲ竭サントス、卿亦宜ク朕ヲ誨ヘテ倦ム事勿ルヘシ、職ヲ辞シ山ニ入ルカ如キハ朕肯テ許サ、ル所ナリ、更ニ望ム、時々講説朕ヲ賛ケテ晩成ヲ遂ケシメヨ

副島を、維新の功臣としてその功を未だ忘れず側に置き、今後も自分を教え導いて欲しいという、天皇の書翰を受け取った副島の感激は想像に余りある。副島は、翌々日4月2日に参内し天皇に拝謁し、同月20日から御進講を再開した〔宮内庁 1971: 44〕。

ところで、元田は「御宸翰」起草の際に何度か修正加筆を加えているが、当初の草稿と思しきものを紹介しておこう⁽¹³⁾。

卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ朕今ニ至テ猶其功ヲ忘レス、故ニ卿ヲ以テ侍講ノ職ニ登庸シ以テ朕ノ徳義ヲ磨ク事アラントス、然ルニ卿カ道ヲ講スル日猶浅クシテ朕未タ其教ヲ学フ事能ハス、頃来卿病瘳ニ在テ久ク進講ヲ欠ク、朕兩次之ヲ問フ未其審報ヲ得ス、窃ニ聞ク、卿侍講ノ職ヲ辞シ去テ山林ニ入ントス、朕之ヲ聞ク驚駭ニ堪ヘス、卿何ヲ以テ此ニ至ルヤ、朕道ヲ聞キ徳ニ進ム魯鈍ニシテ速ニ成功ヲ期シ難シ、将ニ畢生ノ力ヲ竭サントス、卿宜ク忍耐倦ム事無ク啓沃斃テ後已ムヘシ、但其官職ノ卿ヲ煩ハスハ之ヲ解クモ卿カ意ニ任スヘシ、其山林ニ入ルカ如キハ、果シテ妄伝ニ非サルモ、朕カ敢テ許サ、ル所、故ニ永ク宮中ニ出入シ朕ニ咫尺シテ講説啓沃、朕ヲ賛ケテ以テ道徳ニ至ラシメヨ

多少の文言の差異は置いて、大きく訂正された点が幾つかある。まず、「朕兩次之ヲ問フ未其審報ヲ得ス」の部分は、最終的には削除され

だが、先の元田書翰の「陛下未察閣下進退之所決日夜憂勞不置 永孚每拜 聖顔之未曾有不及閣下進退」という文言と相通じている。また、「朕道ヲ聞キ徳ニ進ム魯鈍ニシテ速ニ成功ヲ期シ難シ」と記している部分は元田と天皇の関係を考える上で興味深い。元田が忠臣であったことに議論の余地はないが、元田から見れば明治天皇は孫ほども年が離れていた。「御宸翰」を起草する前年5月、大久保利通内務卿が暗殺された際には、侍輔打ち揃って天皇に諫言したことは良く知られている。元田は天皇を、未だ成長過程であって輔導が必要であると見ていたと言えるであろう。最も注目すべきは、「但其官職ノ卿ヲ煩ハスハ之ヲ解クモ卿カ意ニ任スヘシ…故ニ永ク宮中ニ出入シ朕ニ咫尺シテ講説啓沃」という部分である。副島が敢えて望むならば、侍講の職を辞すことは認めるが、尚親しく宮中に出入りして時々意見を述べよ、と記している。この文章からまず浮かぶのは前年（12年）侍輔職廃止に伴い、官職を解かれた佐々木、吉井等に対して、天皇がかけた言葉である。元田もこれを思い浮かべてこの文章を起草したのかもしれない。しかし、その後の修正で「但其官職ノ卿ヲ煩ハスハ、若シ乞フ所アラハ朕当ニ処スル所アルヘシ」と婉曲的な表現に改められ、最終的には削除されている。前章の書翰からは、元田が副島の辞職を容認するとは考え難い。「卿カ意ニ任」せては、額面どおりに受け止め辞職をすとも限らない、副島の性質を考えて文章を校正していったのであろう。

さて、丸山 [1936: 298] によれば、「御宸翰」を賜り数ヶ月ぶり参内した副島に、徳大寺は「豈一詩なかるべけんや」と自分の白扇に揮毫を求めたところ、副島直ちに筆を執って次の詩

を書いたという。

日々抱経朝建章 衣裳常惹御爐香 君王恩沢元深重
未敢放臣煙心郷

3. 副島の辞意とその背景

3-1. 副島の侍講就任とその波紋

これまで見てきたように、副島は侍講に就任する際、一年限りと期しそれを口外していたようである。また、年頭から病床にあったことも偽りではないであろうが、3月31日「御宸翰」を賜ると、4月2日には参内し、20日から御進講を再開しているという事実を見る限り、侍講の職を遂行できない程の重病に臥していたとは考え難い。渡邊 [1941: 99] は、13年の副島の辞意について「病気もあつたが、政府との関係が面白くなかつたからであつたらしい」と記している。

明治6年、征韓論争に敗れて下野した副島は、その後9年から11年初頭にかけて2度にわたり清国を漫遊した。そして帰国から約1年後の12年4月に宮内省御用掛兼一等侍講、侍講局総裁に就任した [宮内庁 1970: 651-652]。しかし、同年9月には副島侍講を排斥する声が政府内から挙がった。筆者は拙論において、副島の侍講就任に至る過程、及び副島侍講排斥論について検証し、副島の侍講就任については宮中派の人々の再三に及ぶ強い要請があったこと、そして副島侍講排斥論の背景には侍輔等が行った天皇親政運動に対する政府側の警戒心が反映していたことを指摘した [齋藤 2006b]。しかし、天皇親政運動と副島の動向との関連性を探るといった目的に力点を置いたため、副島の侍講就任に至る過程の検証においては、宮中派の人々が

如何に副島の就官に熱心であったかを指摘するに留まった。そこで本節では、副島の侍講就任に反発した参議側の意見を中心に紹介していくこととする。

副島が伊地知正治と共に侍講に就任したのは明治12年4月21日であるが、その数日前の4月17日、伊藤博文は山県有朋に宛てた書翰の中で次のように語っている〔尚友 2005: 106-107〕。

黒田従北地帰京、副島登庸一条甚不承知、已に一昨日辞表を投げ出したり。昨日世外（井上馨：筆者註）同道に而漸く一旦は論し付け辞表文けは返却仕置候。副島之事は老兄も御説有之候処、其後種々変更に而終に宮内一等出仕侍講と申事に相極候事は御発途前如申上置候。未だ拜命には不相成不日被相行候筈に御坐候。小子は段々前途之事に付而も愚考有之候へ共、筆頭に而は不可尽事に付只等御帰京之期を相待居申候

北海道開拓使長官であった黒田清隆は、11年8月から東京を離れていた。黒田は12年3月20日に帰京しているが〔宮内庁 1970: 450-451〕、伊藤書翰から察すれば、副島の就官については、帰京まで耳にしていなかったであろう。樺太問題の因縁からか、黒田は副島を敵視していた節がある。黒田が副島の侍講就任を聞いて「辞表を投げ出した」という行為は、黒田の副島に対する感情が如実に表れていると言えよう。黒田は、文官勅任叙勲下調べがあった際も、副島の処遇に不満を漏らしている⁽¹⁴⁾。

副島の職務上の取扱いについては、その後も種々議論があったようである。憲政資料室所蔵『伊藤博文関係文書（書類の部）』中に、興味深い書翰が残っている⁽¹⁵⁾。宛名は記されていないが、文面から察するに、岩倉具視に宛てたものと考えられる。草稿ではなく、きちんと清書

されているので、認めたものの結局送付しなかったのか、それとも一度岩倉に披見した後回収したものは明らかではないが、副島の侍講就任に対する伊藤の心境を垣間見るに足るものである。

至刻御内示有之候副島職務上之事ニ付、閣下之思食と大隈之心得と如御沙汰齟齬有之候様ニ而ハ、将来之処実ニ不堪杞憂次第と可存候、縦令如何種之間違有之候共、今日まで御極之通被据置候方ニ然様奉存候、過日黒田面會之節も副島御登用之次第相話、月六度ニ書籍之講釈申上候事ニ而他ハ一切不関と申御極り之辺も詳細相話置候ニ付、今又御変更之事なれば、先第一ニ黒田へも被御聞承諾之上ならでは容易ニ御決定難相成候事と奉存候、当初如申上置候修史總裁なれば如斯事ニ致り不申、然ルニ次第々々ニ推シ込れ終ニ妙ニ奇々之議論ヲ出シ上ゲモ下ゲモならぬ域ニ立到、両大臣公モ椽ノ下ノ舞ニ而御困却被成候種之場合ニ赴カヌと申事も難保證、今之都合ニ而勢相進ミ天子ノ大師トカ大伝トカ云気取りニ而、漸々政事ニモ口啄ヲ容レ局外於ナレハ如何種ノ公論モ出来可申、又外面ヨリ見レハ至極ノ忠臣ラシク相踰れ候事無間違、博文ハ夫アモ内閣ニ紛議少シモ不生、内心協力此政府ヲ維持スルト申事ガ實際出来候へハ、誰ノ彼ノと申好悪ハ不仕候へ共、恐ラクハソナナ堪忍ハ出来申間布、又一等出仕ニ而御輔導ヲ本務とスル訳ナレハ内閣顧問と何ノ違ヒガ有之候歟、寧参議兼文部卿ノ方ガヨカツタと奉存候、明治九年頃木戸ガ内閣顧問ヲ奉職シテ随分御輔導ノ事ニモ誠心ヲ尽ス気取ナガラ政治上ノ不平ハ不絶、木戸と大久保は同舞台ノ役者ニ而内ト外ノ差別アルヘキ筈ナキニ、矢張内々ニ居テ彼是政事ノ比評ヲサレ不平ヲ鳴ラサレテハ、到底先ガ六ヶシキと申氣遣ノ大久保ガ心中ニ在リタル事ハ博文ガ実見セシ処なり、実ニ既往ヲ憶ヒ将来ヲ慎マザレバ不可如何共之困難ヲ惹起ス事無間違、条公と得と御熟議被為在度奉存候、区々之微衷難黙止不憚忌諱言上仕置候、拜具

四月三十日

此書ハ御火中奉願

書翰の冒頭部から察すれば、副島の侍講就任後も閣内においては、副島の職務について意見の対立があったようである。宮中派の間では、既に11年4月には、聖廟再興、漢学振起に副島を当たらせるという意見が出ていた〔齋藤 2006b: 22〕。しかし、その後副島の就官をめぐるのは紆余曲折があったようである。伊藤が書翰中で「当初如申上置候修史総裁なれハ如斯事ニ致り不申」と語っているように、11年秋には副島の修史局総裁就任が決定しつつあった。当時総裁であった伊地知は、病を理由に鹿児島に帰京していたので、その後任として副島を据えようとしたのである。伊藤は「一等出仕ニ而御輔導ヲ本務とスル訳ナレハ内閣顧問と何ノ違ヒガ有之候歟」と語っている。3月14日に佐々木高行は、元田に宛てた書翰の中で、副島の等級をめぐる政府内で議論があったこと、副島が木戸と同格を望んでいたと記している〔東京大学 1976: 269-270, 沼田・元田編 1985: 322-323〕。

結局、宮内省御掛兼一等侍講、侍講局総裁に就任したが、『明治天皇紀』は「閣議は、種臣をして修史館総裁として正治に代らしめ、侍講を兼勤せしむることに略々決せるもの如くなりしが、聖断を以て、上記の如く任命あらせられたり」と記している〔宮内庁 1970: 652〕。伊藤が語っているように「一等出仕ニ而御輔導ヲ本務」とすることには、閣内かなりの抵抗があったのであろう。天皇紀は「聖断」としているが、「然ルニ次第々々ニ推シ込れ終ニ妙ニ奇々之議論ヲ出シ上ゲモ下ゲモならぬ域ニ立到」とあることから、伊藤は宮中派に押し切られたと考えていたと見る事が出来るのではないだろうか。いずれにせよ、伊藤は副島が侍講

という立場で局外から政務に容喙するのではと強い懸念を示していたのである。

3-2. 辞意の真相

副島の侍講就任に対する反発は、12年秋に表面化した。

黒田は、某外国新聞記事を根拠に副島罷免を訴え、副島を擁護する大隈との間で閣内を二分する紛議に発展し、対応に苦慮した大臣等は遂には副島の海外派遣を天皇に上奏した〔沼田・海後編 1969: 190-197〕。この一連の副島排斥論は、副島罷免を訴えた黒田の建議に端を発したものであるが、これまで見てきたように、副島に対する閣内の不満や懸念は既に就任時に生じていた。黒田が根拠とした新聞記事が誤謬であったことを考慮すれば、黒田は副島を排斥する機会を窺っていたとも見る事が出来よう。副島に対する懸念は、それほどまでに深かったのである。

以上のように、副島と政府との関係は良好とは形容し難いものであった。しかし、副島排斥運動が副島の辞意に直結したと断定することは出来ない。副島は、天皇の意を受けた元田の訪問によって、閣内で生じた自身を排斥する声を聞いていた。これ以前そしてこれ以後の副島の直情型の行動から考えれば、もし副島排斥論を不満として辞職を決意するならば、根拠となった新聞記事が誤謬と判明した時点で、辞意を表明していたであろう。しかし、天皇の英断によって問題が落ち着いた11月以降も、副島は参内し進講を続けている。従って、13年の副島辞意を、12年秋に生じた副島排斥運動のみを根拠として論じることは危険であろう。

同時期の副島の様子を伝える資料は少ない

が、同郷の佐野常民は大隈に次のような書翰を送っている⁽¹⁶⁾。

謹呈 今朝副島先生相尋候処、甚深案致し候ハ、今少シ唯今之通ニ候得者、拙之所見ニ而ハ、必病を發シ可申模様ニ有之候間、同氏洋行之儀神速ニ御運ひ相成度、右は全く 聖慮ニ出テ不申候半而ハ、是迎も相行レ申間敷ニ付、岩公カ元田カ聖旨を奉シ眼病中ニ付同人宅に就て、先以 聖慮奉戴候様御運ひ被下度、就而ハ今日明朝間ニも岩公ニ右之段、御打合被下度相願候、此義ハ決シテ御運延然間敷奉存候、委曲明日拜晤之上可申上候得共、一日も遅速ヲ争ひ候と存候間、先以書中申上候。草々敬具

書翰の日付は3月14日であるが、年数は記されていない。佐野は、聖旨を奉じて副島の洋行を実現させようとしているので、副島の侍講就任後のものであると考えられる。副島の侍講就任は12年4月であるから、13年以降ということになる。また、大隈は14年10月の政変で野に下っている。従って、13年か14年の書翰ということになるが、本稿で論じて事実から勘案すると13年3月14日の書翰の可能性が高いと言えるのではないだろうか。

佐野書翰を13年3月14日と推定するならば、副島洋行論が再燃していたと考えられる。前述のように、副島侍講排斥論が生じた際、副島排斥を唱える黒田と擁護する大隈が対立し、両者の辞職問題にまで発展した。その際、妥協案として提案されたのが、副島の海外派遣である。この時は、元田の言を入れた天皇の反対により実現しなかったが、佐野書翰から判断すれば、副島の洋行は再度検討されていたのであろう。また、当時副島は眼病を患っていたことも窺える。

ところで、書翰からも明らかなように、佐野

は副島を速やかに洋行させるべきだ、という意見であった。「今少シ唯今之通ニ候得者、拙之所見ニ而ハ、必病を發シ可申模様ニ有之候間」と文面からは、副島が問題を抱えていたことが窺えるが、その詳細は明らかではない。前述したように、副島は侍講排斥論が収束した後も参内し御進講を続けているので、佐野書翰が報じる副島の心痛には他にも要因があったと推定される。現段階では、他に当時の副島の状況を伝える史料に遭遇してないため、副島の辞意の真相が何であったのかこれ以上考察することは出来ない。しかし、本章で見てきたように、政府の副島に対する根強い不信感は、副島辞意の一要因であったと言えるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、明治13年の副島に宛てられた「御宸翰」の経緯及び背景を検証した。結論として以下の点が指摘できる。

第一に、副島の辞意は元田を介して天皇に伝えられたということである。副島は書翰を通じて元田に辞意を告白していた。書翰を読んだ元田は、副島の辞意を天皇に伝えたと語っている。従来、副島の辞意は徳大寺によって天皇に伝えられたとされてきたが、本稿で示した書翰から推察すれば、恐らく副島の辞意は元田を通じて天皇に伝えられたと考えられる。

第二に、元田が侍講としての副島を高く評価していたことを明らかにした。元田は、病と称し参内を控えていた副島に、書翰を送り、さらには訪問して出仕をすすめた。副島への返書では、天皇の大器を晩成させるためには副島の高明が必要であると説いた。

第三に、「御宸翰」の起草は元田の責任にお

いてなされたことを明らかとした。従来、「御宸翰」は、天皇が副島を寵愛していた事実を示す最大の根拠とされてきた。しかし、先行研究では「御宸翰」がどのような経緯で作成されたのか等については、ほとんど言及されていない。「御宸翰」は、元田によって起草され、数度の修正加筆の上完成したのである。また、「御宸翰」は御親筆ではなく、徳大寺侍従長によって清書されたものであることも指摘した。

更に、「御宸翰」という発案それ自体が、副島を慰留する手段として元田によって発案されたのではないかという鄙見を開陳した。

第四に、副島の辞意の背景に「政府との関係」という要因があったことを指摘した。政府内には、副島が侍講に就任した時点で既に、不満の聲が上がっていたのである。伊藤は木戸の例に倣って、副島が局外から正論を唱え政治に容喙することに強い懸念を示していたのである。

さて、本稿では「御宸翰」は元田によって起草されたものであり、発案も元田であった可能性が高いことを指摘した。しかし、たとえ元田の発案であったにせよ、「御宸翰」の価値を何ら損なうものでないことは言うまでもない。天皇の許可がなければ「御宸翰」は存在し得ない。天皇が副島の辞意を慰留したことは紛れもない事実なのである。

〔投稿受理日2005.11.24／掲載決定日2005.11.30〕

注

- (1) 佐賀城本丸歴史館では、〔前期〕平成17年11月15日～12月18日、〔後期〕平成17年12月21日（水）～平成18年1月29日（日）という日程で「外務卿副島種臣」を開催した。本稿で扱う明治天皇書翰は〔後期〕に展示された。
- (2) 但し、副島宛明治天皇書翰を初めて一般に公表した大正元年8月10日付「報知新聞」においては、

副島が同書簡を道正の見せたのは死する3年前であったと記している。

- (3) [宮内庁 1973: 31-32]
- (4) 内閣官報局「官報 第2607号」明治25年3月12日付
- (5) [沼田・元田編 1985] 所収の書翰には、それぞれ所蔵先を示す番号が付されている。
- (6) 「副島種臣意見書」国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』書類109-32
- (7) 前漢書七十一参照
- (8) 副島種臣宛元田永孚書翰（按）国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』83
- (9) 例えば、丸山 [1936: 19]
- (10) 「副島種臣への勅語」国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』書類107-29, 107-30
- (11) 首都大学東京図書情報センター所蔵『土方久元日記』明治13年3月31日条
- (12) 例えば、丸山 [1936: 19]
- (13) 「副島種臣への勅語」国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』書類107-29, 但し本稿では修正加筆以前の部分で翻刻した。
- (14) 明治（13）年4月28日付井上馨・伊藤博文宛黒田清隆書翰 [伊藤 1976: 383]
- (15) 「修史館総裁ニ関する書翰」国立国会図書館憲政資料室所蔵『伊藤博文関係文書』書類の部55
- (16) 3月14日付大隈重信宛佐野常民書翰 早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』B119-7

参考文献

- 伊藤隆・季武嘉也編。2004『近現代日本人物史料情報辞典』、吉川弘文館、455頁
- 伊藤博文関係文書研究会編。1976『伊藤博文関係文書四』、塙書房、478頁
- 宮内庁。1970『明治天皇紀 第四』、吉川弘文館、836頁
- 。1971『明治天皇紀 第五』、吉川弘文館、852頁
- 。1973『明治天皇紀 第八』、吉川弘文館、957頁
- 齋藤洋子。2006a「国会開設勅諭と副島種臣—明治15年の『建言』を手がかりにして—」、『ソシオサイエンス』Vol.12, 早稲田大学大学院社会科学研究所、186-201頁
- 。2006b「副島種臣と『天皇親政運動』」、『学習院女子大学紀要』Vol.8, 学習院女子大学、21-37頁
- 。2006c「明治16年の副島種臣—九州遊説願いを

- めぐって-」, 『社会学論集』 Vol. 7, 早稲田大学大学院社会科学研究所, 123-135頁
- 尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編. 2005『山縣有朋関係文書1』, 山川出版社, 408頁
- 東京大学史料編纂所. 1976『保古飛呂比 八』, 東京大学出版会, 384頁
- 沼田哲・元田竹彦編. 1985『元田永孚関係文書』, 山川出版社 413頁
- 丸山幹治. 1936『副島種臣伯』, 大日社, 358頁
- 元田竹彦・海後宗臣編. 1969『元田永孚文書 第1巻』, 元田文書研究会, 360頁
- 渡邊幾治郎. 1941『明治天皇の聖徳重臣』, 396頁